

プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発**項目 本日の検討の概要****前回までの検討**

1. 第 70 回収益認識専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2016 年 9 月 15 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）では、全般的な進め方を議論した（別紙参照）。
2. 前項の全般的な進め方を踏まえ、第 71 回専門委員会（2016 年 10 月 4 日開催）及び第 346 回企業会計基準委員会（2016 年 10 月 6 日開催）では、会計基準の範囲及び用語の定義を議論した。

また、前回までの専門委員会及び企業会計基準委員会では、以下の論点について、文案の検討を行い、本資料別紙に記載した全般的な進め方に基づき今後検討すべき課題の抽出を行った。

- 意見募集文書における個別論点
- 意見募集文書に記載した 17 の論点以外に意見募集文書に寄せられた個別論点

さらに、第 74 回専門委員会（2016 年 12 月 6 日開催）及び第 351 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 20 日開催）では、顧客との契約から損失が見込まれる場合の取扱いの方向性について議論し、第 75 回専門委員会（2016 年 12 月 26 日開催）及び第 352 回企業会計基準委員会（2017 年 1 月 10 日開催）では、これまでに審議した「表現を見直した文案」を修正した企業会計基準及び企業会計基準適用指針の文案の構成及び個別論点から抽出した今後検討すべき課題の方向性について議論した。

なお、第 352 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は、審議事項(2)-8 に、第 76 回専門委員会（2017 年 1 月 17 日開催）で聞かれた意見は、審議事項(2)-9 に記載している。

本日の検討事項

3. 本日は、これまでに審議した開発する日本基準の会計処理等の前提となる会計基準の範囲の文案について、議論を行う（審議事項(2)-2）。
4. また、これまでに審議した顧客との契約から損失が見込まれる場合の取扱いの方向

性に基づき、その文案について、議論を行う（審議事項(2)-3）。

5. さらに、全般的な進め方として、IFRS 第 15 号における設例は、我が国の実務において関係者の理解を促進するのに有効なもののみを開発する日本基準に含めることとしているが、IFRS 第 15 号における設例の選択の方向性について、議論を行う（審議事項(2)-4）。
6. 企業会計基準の名称について議論を行う（審議事項(2)-5）とともに、これまでに審議した企業会計基準及び企業会計基準適用指針の文案を見直したものについて、議論を行う（審議事項(2)-6 及び審議事項(2)-7）。
7. なお、これまでに審議した個別論点から抽出した今後検討すべき課題をまとめたもの（個別財務諸表のみに関連する課題は含まれていない。）については、参考資料として添付している。

以上

別紙 全般的な進め方

1. 第 70 回専門委員会(2016 年 9 月 15 日開催)及び第 345 回企業会計基準委員会(2016 年 9 月 23 日開催)では、以下の全般的な進め方を事務局は提案している。これらの議論を踏まえ、当面、以下の内容で審議を進めることとする。

(1) IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業のニーズと日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業のニーズの両方を可能な限り満たすものとなる方向で基準開発を行う。

(2) IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、連結財務諸表と個別財務諸表を特に分けずに、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、当該内容を定める。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲で代替的な会計処理を追加する。これには個別項目に対する重要性の記載も含み、ケースによっては、個別財務諸表のみ代替的な会計処理を追加することも検討する。

(3) 上記(2)にかかわらず、IFRS 第 15 号における理論面の問題提起が聞かれているものについては、IFRS 第 15 号との整合性を図ることの便益及び IFRS 第 15 号と異なる取扱いを定めるとした場合の影響等について慎重に考慮する必要があるため、現段階では方向性を出さず、意見募集文書で識別した論点を一通り議論した後に検討することとする。

(4) 開発する日本基準の表現については、以下の方針で IFRS 第 15 号の表現を見直すこととする。

① 既存の日本基準と同様に、企業会計基準の本文に必要最低限の要求事項を含め、企業会計基準適用指針の本文にその他の要求事項を含める。両者の結論の背景に説明的な記載を行う。これらについては、IFRS 第 15 号の本文とガイドラインの区分には拘らない。

② 可能な限り意味が変わらない範囲で、これまで日本基準で用いた用語を用いて理解しやすいものとする。

(5) ガイダンスの追加については、その便益と懸念を比較考量し、我が国に特有な取引等に限定する。また、その場合には、IFRS 第 15 号により得られる結果と大きく異なる結果とならないように慎重に対応することとする。

(6) 設例の作成については、以下の方針で検討する。

- ① IFRS 第 15 号における設例は、我が国の実務において関係者の理解を促進するのに有効なもののみを含める。
- ② 我が国に特有な取引等については、実務における適用を容易にする観点から、前提条件を明確にした上で、例示としての設例を追加する。

(7) 今後の会計基準の開発スケジュールは以下のとおりとする。

- ① IFRS 第 15 号及び Topic 606 の強制適用日（IFRS 第 15 号においては 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度、Topic 606 においては 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度）に任意適用が可能となることを当面の目標として検討を進める。
- ② 公開草案を、来年 6 月までに公表することを目標とする。
- ③ 強制適用時期は、会計基準の内容が概ね判明した段階で検討を行う。

以上